道路管理課

1 改正の理由

道路占用料の改定に併せて、公共物の使用料及びその算定基準を見直すため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 公共物の使用料を次のとおり改める。

(単位:円)

種別		単 位	金額(1年につき)	
農地		1平方メートル	1 8	
宅地 (敷地通路等)		1平方メートル	営利用 250	
			非営利用 140	
植林採草地		1平方メートル	1	
第1種電柱		1本	5 1 0	
第2種電柱		1本	7 9 0	
第3種電柱		1本	1, 100	
第1種電話柱		1本	4 6 0	
第2種電話柱		1本	7 3 0	
第3種電話柱		1本	1, 000	
その他の柱類		1本	4 6	
公衆電話所		1 個	9 1 0	
鉄塔敷		1平方メートル	9 1 0	
諸管埋設	外径が0.07メートル	1メートル	1 9	
	未満のもの			
	外径が0.07メートル	1メートル	2 7	
	以上0.1メートル未満			
	のもの			
	外径が0.1メートル以	1メートル	4 1	
	上0.15メートル未満			
	のもの			
	外径が0.15メートル	1メートル	5 5	

ı	1	1	1	i
	以上0.2メートル未満			
	のもの			
	外径が0.2メートル以	1メートル		8 2
	上0.3メートル未満の			
	もの			
	外径が0.3メートル以	1メートル		1 1 0
	上0.4メートル未満の			
	もの			
	外径が0.4メートル以	1メートル		1 9 0
	上0.7メートル未満の			
	もの			
	外径が0.7メートル以	1メートル		270
	上1メートル未満のも			
	<i>O</i>			
	外径が1メートル以上	1メートル		5 5 0
	のもの			
宅地 (用途廃止申請物件)		1平方メートル	営利用	6 6 0
			非営利用	3 8 0
工作物(漁業)		1平方メートル	営利用	2 5 0
日除け		1平方メートル	非営利用	1 4 0
上空通路		1平方メートル		
看板		1平方メートル		
その他の工作物		1平方メートル		
その他		その都度市長が定める単位及び額		

(2) 使用期間が1か月未満である場合の使用料の額は、1か月として計算した額に 100分の110を乗じて得た額とする。

3 施行期日

令和3年4月1日